

295 中央大学学友会の結成

〔法学新報〕第21卷10(247)号 明治44年11月1日

○中央大学学友会成る 中央大学に於ては学生の弁論及体育を奨励し兼ねて相互の親睦を図るを目的とし今学年より学友会を新設し会長及副会長には中央大学学長、理事を戴き総務部長には伊藤理事、学務部長には花井卓蔵博士、体育部長には太田資時氏幹事には佐藤正之氏を挙げ総務委員は植木寿雄、羽田久蔵、梶尾円平、矢沢謙、宇田尚、伊藤潔の六氏、学芸部委員は植木寿雄、米津藤一、中沢晋作、羽田久蔵、前田兼馬、新田法教、梶尾円平、柴田正、川上勉、大橋備治、藤本精一、小泉素彦の十二氏、体育部委員は矢沢謙、丹波貫三、小野康、宇田尚、大

湾政順、坂本重雄、伊藤潔、関時次郎、石山石次郎、浦井繁、湯之川国左右、田中巳三郎の諸氏にして同会規則は左の如し

第一条 本会ハ会員ノ弁論及体育ヲ奨励スルヲ以テ目的トシ兼ネテ相互ノ親睦ヲ図リ中央大学ノ学風ヲ發揮スルコトヲ期ス

第二条 本会ハ特別会員及通常会員ヲ以テ之ヲ組織ス

本会ノ推薦ニ係ルモノヲ特別会員トシ中央大学学生ヲ通常会員トス

第三条 中央大学学生ハ本会ニ加入スルノ義務ヲ有ス

第四条 本会ノ目的ヲ達スル為メ左ノ三部ヲ置ク

一 総務部

二 学芸部

三 体育部

第五条 総務部ニ於テハ本会ノ庶務、会計ヲ処理ス

第六条 学芸部ニ辞達学会、経済学会、実業講話会及英語会

等ヲ置ク

第七条 辞達学会ハ会員ノ弁論ヲ練磨スルコトヲ主眼トシ随

時演説又ハ討論会ヲ開キ兼ネテ専門ノ学者ヲ招聘シテ學術

講話会ヲ開ク

第八条 経済学会ハ経済、財政ノ学理ヲ研究スルコトヲ主眼

トシ随時演説又ハ討論会ヲ開キ兼ネテ専門ノ学者ヲ招聘シ

テ學術講話会ヲ開ク

第九条 実業講話会ハ実業ニ関スル研究及談話ヲ主眼トシ随

時学識経験アル実業家ヲ招聘シテ講話会ヲ開ク

第十条 英語会ハ英語ニ熟達スルコトヲ主眼トシ隨時専門家ヲ招聘シテ演習会ヲ開ク

第十一条 学芸部ニ於テハ隨時通常會員ノ論文会ヲ開催ス

第十二条 体育部ニ於テハ會員身神ノ鍛鍊ヲ主眼トシ柔道、劍道、弓術、野球及庭球等ノ諸会ヲ置ク

第十三条 前条諸会ニ於テハ日常會員ヲシテ教師又ハ委員指導ノ下ニ練習セシメ隨時斯道ノ先輩ヲ招致シテ演習会ヲ開ク

第十四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名

副会長 二名

幹事 一名

委員 若干名

第十五条 会長ハ中央大学長ヲ以テ之ニ充ツ

第十六条 副会長及幹事ハ会長之ヲ任免ス

第十七条 委員ハ通常會員中ヨリ会長之ヲ指名ス委員ノ任期ハ一学年トス

第十八条 会長ハ会務ヲ總理シ本会ヲ代表ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキ其職務ヲ代理ス

第十九条 幹事ハ庶務、會計ヲ管掌シ兼ネテ各部委員ヲ指揮

監督ス

第二十条 委員ハ各部ニ分属シテ部務ニ従事ス

第二十一条 各部ニ於テハ必要ニ応シ部長又ハ会長ヲ置クコトアルヘシ

前項ノ部長又ハ会長ハ本会会長之ヲ囑託ス

第二十二条 通常會員ハ会費トシテ当分毎月金貳拾錢ヲ中央大学會計係ニ納付スヘシ

第二十三条 本会經費ノ出納及保管ハ中央大学會計係之ヲ担当ス

第二十四条 本規則施行ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム